

平成26年度 第1回

つがる市再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会

議 事 録

つがる市再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会議事録

開催日時

平成27年2月4日（水）午後3時～

招集場所

つがる市役所3階 第1会議室

出席委員 12名

山本 康樹
山口 修一
盛高 健太郎
尾野 勝
坂木 満
工藤 三千輝
加藤 秀一
原田 一成
白戸 英行
原田 登
三上 博昭
野呂 俊一

欠席委員

無し

事務局

つがる市経済部長	高橋 寿
つがる市経済部次長	佐々木 錦司
つがる市農業委員会事務局次長	小山内 健二
つがる市経済部農林水産課課長補佐	工藤 睦郎
つがる市経済部農林水産課主査	菊池 嘉人

案件

- 1 農山漁村再生可能エネルギー法の概要について（報告）
- 2 会長の選任について
- 3 副会長の指名について
- 4 風力発電事業の概要について

- 5 分科会規程について
- 6 協議会設置規程について
- 7 その他

会議の概要

事務局	開会宣言
市長	【委嘱状交付】
事務局	続きまして市長よりご挨拶を申し上げます。
市長	【市長あいさつ】
事務局	市長は次の公務がありますので、ここで退席させていただきますことをご了承願います。
	【市長退席】
	案件1 農山漁村再生可能エネルギー法の概要について
事務局	【農山漁村再生可能エネルギー法の概要説明】 【協議会設置要綱説明】
事務局	要綱第9条第1項の規定により会長が議長を努めることになっていきますので、会長が選任されるまでの間、高橋経済部長が仮議長を務めさせていただきます。
	案件2 会長の選任について
仮議長	会長の選任につきましては、本協議会要綱第5条第2項の規定により、委員の互選にて定めることとなっております。それでは選任の方法についてお諮りいたします。
委員（山本）	事務局案はありますか。
事務局	事務局としましては、つがる市の現状や各事業者の事業について把握している、山口総務部長にお願いしたいと考えています。
仮議長	事務局より会長には山口委員ということで案が出されましたが、いかがでしょうか。
委員	異議なし

仮議長 異議なしとのことですので、会長は山口委員と決定致しました。

【経済部長が事務局席、山口会長が議長席へ移動】

会長 【会長あいさつ】

案件3 副会長の指名について

会長 副会長の選任につきましては、本協議会要綱第5条第3項の規定により、会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。

つがる市全体の農業及び農地に精通していることから、農業委員会会長の山本委員を指名したいと思います但よろしいでしょうか。

委員 異議なし

会長 異議無しとのことですので、副会長は山本委員と決定致しました。

案件4 風力発電事業の概要について

会長 つがる市内で計画されている3社の事業について、各事業者から事業の概要を順次説明させていただきます。

それでは、事業者の説明を求めます。

委員（盛高） 【まほろば風力発電株式会社の事業概要説明】

〈事業会社の概要〉

会社名：まほろば風力発電株式会社

設立年月：平成22年8月

出資者：(株)新エネルギー技術研究所

出資者実績：全国6発電所（32基、合計出力66,383kW）

〈風力発電事業の概要〉

発電所名：つがる南風力発電所（東北電力(株)に売電）

設置場所：つがる市木造出来島及び吹原地内

設備規模：25,290kW（2,300kW×10基、2,290kW×10基）

0kW×1基)

運転開始：平成31年2月予定

〈事業選定の理由〉

- ・地域住民の風力への期待が大きいこと。
- ・全国有数の好風況地であること。(年平均風速7.0m/s程度)
- ・風車にやさしい、乱れの少ない風が吹くこと。
- ・民家から比較的離れた地域であること。

〈風力発電機の概要〉

- ・ドイツ ENERCON 製
- ・低騒音型
- ・落雷保護システムの採用
- ・高い発電効率

〈設備の配置案〉

- ・7号機は普通山林
- ・7号機以外の10基は農地

〈工事工程案〉

工事開始：平成29年4月

工事完了：平成30年10月

運転開始：平成31年2月

〈計画の進捗状況〉

実施済：風況測定、東北電力との仮契約、環境影響評価準備書

実施予定：連系申込、設備認定の取得、環境影響評価書届出、農山漁村再エネ法に基づく設備整備計画提出（農地転用）

〈系統連系枠について〉

東北電力の系統連系回答保留については、現時点で影響はない。

〈環境影響評価について〉

- ・評価書案を提出済
- ・最終評価書を提出し、設備認定を平成27年3月予定

〈今後のスケジュール〉

設備整備計画を平成27年7月提出予定。

委員（尾野）

【株式会社尾野建設の事業概要説明】

〈事業会社の概要〉

会社名：株式会社尾野建設

設立年月：昭和54年8月

業務内容：土木工事業、ラズベリー栽培

〈風力発電事業の概要〉

発電所名：(仮称) ラズベリードリーム風力発電所（東北電力㈱に売電）

設置場所：つがる市稲垣町繁森地区

設備規模：1, 999kW×1基

運転開始：平成31年1月予定

〈事業選定の理由〉

- ・全国有数の好風況地であること。(年平均風速6.5m/s程度)
- ・風車にやさしい、乱れの少ない風が吹くこと。
- ・民家から比較的離れた地域であること。
- ・農業との融合が図れること。

〈風力発電機の概要〉

- ・ドイツ ENERCON 製 E82-2
- ・基礎約16m四方、最高地上高119m、ブレード回転直径82m、ハブ高さ78m
- ・設備利用率25%（見込み）

〈設備の配置案〉

- ・風車はラズベリー畑内に設置

〈工事工程案〉

工事開始：平成30年5月

工事完了：平成30年11月

運転開始：平成31年1月

委員（坂木）

【グリーンパワーつがる合同会社の事業概要説明】

〈事業会社の概要〉

親会社：株式会社グリーンパワーインベストメント

設立年月：平成16年9月

実績：運転中1箇所（12MW）

建設中2箇所（風力1件、太陽光1件）

開発中10箇所（約1,000MW）

事業主体：グリーンパワーつがる合同会社

設立年月：平成23年5月

〈風力発電事業の概要〉

発電所名：(仮称) ウィンドファームつがる（東北電力㈱に売電）

設置場所：つがる市牛潟町、下牛潟町、木造館岡、木造菰槌、木造出来島

設備規模：125,400kW（2,850kW×44基）

運転開始：平成30年1月予定

〈事業選定の理由〉

- ・全国有数の高風況地であること。(年平均風速 7 m/s 以上)
- ・民家から比較的離れた場所であること。
- ・港から近く道路も整備されていること。
- ・地形が平坦で建設が容易であること。

〈風力発電機の概要〉

- ・アメリカ ジェネラル・エレクトリック製 GE-2.85-103
- ・最高地上高 149.8 m、ブレード回転直径 103 m、ハブ高さ 98.3 m
- ・高い発電効率
- ・日本仕様に設計変更 (乱流、落雷、台風に対応強化)

〈工事工程案〉

工事開始：平成 27 年末予定
工事完了：平成 29 年末予定
運転開始：平成 30 年 1 月予定

〈計画の進捗状況〉

実施中・完了済：風況確認、環境影響評価準備書の公告縦覧、東北電力との仮契約、設備認定申請中
実施予定：地質調査並びに結果に基づく区基礎設計、環境影響評価書の公告縦覧、工事計画届の提出、設備整備計画提出 (農地転用)

会長

3 社の事業について説明いただきましたが、当協議会はこれらをもとに、基本計画の作成及びその実施に必要な事項について、検討してまいります。

案件 5 検討分科会について

会長

今後の協議の進行について、事務局の説明を求めます。

事務局

協議会設置要綱第 3 条第 5 項により専門的に検討する組織を設けることができるとありますので、検討分科会の設置を提案します。委員の皆様には、分科会の規程及び委員について、協議していただきたいと思います。

〈分科会概要〉

- ・分科会にて各事業別に協議した基本計画案を協議会へ提案・報告。
- ・分科会の報告を元に、協議会で内容について協議。

	<ul style="list-style-type: none"> ・分科会の委員案は内諾済。金融に知見のある方、風力発電等事業に詳しい方、関連地域の農協、土地改良区、県民局、協議会委員の組織等から推薦していただいた方を委員とする。
会長	事務局から説明のありました分科会及び委員について、質疑等ありますでしょうか。
委員	異議なし
会長	異議なしとのことですので、専門的に検討する組織を設けることに決定致します。
会長	これまでの説明について、質疑等ありますでしょうか。
委員（工藤）	建設工事の際には農道を使用すると思いますが、対応可能な体制となっていますか。
会長	事業者の方から説明していただきたいと思います。
委員（坂木）	道路を使うにあたって、輸送業者や専門家にその道路が耐えるかどうか調査した上で、補強が必要であれば補強する等の手当てをした上で、使用させていただくこととしています。
委員（工藤）	<p>工事は夏場も行う予定となっているが、農作業は夏場が主であるので、農家にとって不便になる可能性があります。</p> <p>農家の作業に影響が無いよう農家と話し合う場を持ってもらいたいと思います。</p>
会長	今の意見については、分科会へ申し送りをしたいと思います。分科会では、土木関係や農作業の調整等をしていただきたいと思います。
委員（野呂）	基本計画作成とあるが、3事業すべてを含めた計画ですか。
事務局	基本計画は、最終的には3事業すべてを含めた計画となります。しかし、事業者ごとに進捗状況が違いますので、分科会で基本計画案ができ、協議会へ報告があった事業から基本計画を作成します。その後、計画変更という形で進めていきます。

委員（野呂） 協議会の開催頻度はどうなりますか。

事務局 協議会並びに分科会の開催頻度について、まずは分科会の開催となりますが、事業者の進捗状況及び資料の提出により開催します。分科会は、1事業あたり3、4回は開催することになると思います。協議会は、分科会からの報告により開催いたします。

案件6 協議会設置規程について

会長 分科会からの報告を協議会で検討する場合について、事務局より協議会設置規程の説明を求めます。

事務局 協議会設置規程は、協議会設置要綱第15条により定めるもので、事業者の委員の方は、自分の事業の協議のみの出席とすることが出来るものです。

会長 事務局から説明のありました協議会設置規程について、質疑等ありますでしょうか。

委員 異議なし

会長 異議なしとのことですので、設置規程を決定します。

会長 他に何かありませんか。無いようですので、これで協議を終了いたします。進行を事務局にお返しします。

事務局 閉会宣言